

冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務 仕様書

1 業務名

冬をテーマにした札幌暮らしプロモーション業務

2 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

3 業務の目的

札幌市の人口は減少局面に突入しており、継続的に関係人口の拡大や移住促進等、人口減少の緩和に向けた取組を進めることが必要となっている。また、首都圏では、コロナ禍をきっかけとしたリモートワークの普及や結婚・子育て等のライフステージの変化をきっかけに、生活や働き方を見直し、移住や二地域居住を検討する働く世代が増加している。

札幌市は、観光都市としての認知度が高いほか、都市の魅力度ランキングや「住みよい街」ランキングで上位に入るなど、首都圏在住者にとっての移住先としてのポテンシャルが高いと考える。

このような現状を踏まえ、首都圏の30代～40代のビジネスパーソンをターゲットとして、特色である冬季の暮らしを中心に、リラックスやリフレッシュがしやすい健康的な生活環境、魅力的な活動をする人物に代表される街の活気やビジネス環境など、札幌の魅力資源を発信し、札幌暮らしのイメージアップや認知度・好感度の向上を図り、札幌ファンを増やして移住意欲を高めることを目的としたプロモーションを実施する。

4 業務の内容

(1) オリジナル企画の実施

上記3の目的を達成するため、各種媒体を効果的に組み合わせて、首都圏在住の30代～40代のビジネスパーソン向けに、冬季の札幌の暮らしをテーマに、予算規模に見合った新しいアイデアやオリジナリティのあるプロモーションを企画し実施すること。企画に際しては、特定の魅力資源やターゲット層など、テーマや切り口を絞り込んでセグメント化しても差し支えない。なお、本業務のための専用WEBサイトの作成は業務対象外とする。

なお、受託者は、企画、制作、運営、連絡調整及び費用の支払い等の一切を業務範囲として行うものとする。

(2) PRイベントの企画及び運営

札幌で活動する面白い人、魅力的な人を通じて札幌の街の活気を伝えるイベントを企画・運営する。札幌市内企業や札幌進出企業、著名人・札幌移住者・リモートワーカー等とのタイアップにより、冬季の札幌暮らしの魅力とライフスタイルをターゲット層に発信する内容とする。上記(1)の連動企画としての実施や本市主催以外での実施も妨げない。

(3) メディアリレーション及びパブリシティの獲得

上記(1)(2)に並行して、パブリシティを獲得するため、新聞、テレビ、通信社、雑誌、WEBメ

ディア、ラジオ等のメディアに対して、個別取材誘致活動を実施すること。メディアへの露出や広告効果を算定するほか、記事等をクリッピングし、電子データで報告すること。

(4) 成果指標及び目標の設定

本業務について、有効性を図る成果指標及び目標を設定し示すこと。

(5) 打合せ

受託者は、業務の着手にあたり打合せを行い、また業務中にも月1回以上の定期的な打合せを行うほか、随時必要な協議を行い、目的達成に努めること。

※参考情報：

- ・ さっぽろ暮らしのススメ（移住関連情報等）
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/citypromote/move/>
- ・ 札幌 UI 就職ナビ（就職関連情報等）
<https://www.sapporo-ui.com/event/>
- ・ NEXT SAPPORO 企業進出総合ナビ（ビジネス環境等）
<https://www4.city.sapporo.jp/invest/>
- ・ 札幌市東京事務所公式Instagram（@sapporo_love_official）
https://www.instagram.com/sapporo_love_official/
- ・ 第2期さっぽろ未来創生プラン（人口動態等）
<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/miraisousei/2nd/index.html>
- ・ 令和5年度・令和6年度実施事業
<https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/r05citypr-competition.html>
<https://www.city.sapporo.jp/somu/tokyo/r06citypr-competition.html>

5 成果品

受託者は、業務完了後速やかに業務完了届のほか、上記4に係る報告書を取りまとめ、成果品とすること。詳細は、本市と十分に協議し決定すること。

(1) 実績報告書 一式

(2) その他成果物のデータ等を収めた電子媒体

6 その他

(1) 協議の実施

本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処理する。

(2) 著作権等への配慮

本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他の特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

なお、受託者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む。）

(3) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を履行するにあたって、個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報取扱安全管理基準」を遵守するとともに、個人情報の取扱状況について委託者に報告すること。なお、詳細については、別途指示することとする。

(4) 情報資産の取り扱い

業務上知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、札幌市または札幌市の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承認を得たものについては、この限りではない。

(5) 関係規定等の遵守

本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。

(6) 環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

イ ごみ減量及びリサイクルに努めること。

ウ レスペーパーを徹底するなど、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(7) 制作物に係る色の配慮について

制作物のデザインや配色については、札幌市が作成した「広報に関する色のガイドライン」(<https://www.city.sapporo.jp/koho/color/index.html>)を参照し、誰にとっても見やすく、分かりやすいデザインとなるよう配慮すること。